

国民健康保険被保険者資格異動届

(宛先) 京都市 区長

受付印

決 定	課 長	係 長	係 員	No. _____

太線のわく内のみ、黒ボールペンではっきりと記入してください。

現 住 所						フリガナ		世帯構成 及び世帯主 変更の有無 ☐ 有 ☐ 無	届 出	年 月 日		
	方書（部屋番号まで）			電 話	— —		世帯主氏名			氏 名		
	フリガナ 旧住所又は 転出先					フリガナ 世帯主氏名						
員番/介2情報	異 動 者	フリガナ 氏 名	(個 人 番 号) 【個人番号の変更年月日】	生 年 月 日	性 別	新 旧 続 柄	マイナ保険証の 利用登録	職業・収入	旧 国 保 被 保 険 者	在留資格 特定活動の内容	一般情報	備 考
		() 【 年 月 日 】		明 大 昭 平 令 年 月 日	男 ・ 女		☐ 有 ☐ 無		☐ 該 当 ☐ 非該当		☐ 取 得 ☐ 喪 失 ☐ 続柄変更	
		() 【 年 月 日 】		明 大 昭 平 令 年 月 日	男 ・ 女		☐ 有 ☐ 無		☐ 該 当 ☐ 非該当		☐ 取 得 ☐ 喪 失 ☐ 続柄変更	
		() 【 年 月 日 】		明 大 昭 平 令 年 月 日	男 ・ 女		☐ 有 ☐ 無		☐ 該 当 ☐ 非該当		☐ 取 得 ☐ 喪 失 ☐ 続柄変更	
		() 【 年 月 日 】		明 大 昭 平 令 年 月 日	男 ・ 女		☐ 有 ☐ 無		☐ 該 当 ☐ 非該当		☐ 取 得 ☐ 喪 失 ☐ 続柄変更	
		() 【 年 月 日 】		明 大 昭 平 令 年 月 日	男 ・ 女		☐ 有 ☐ 無		☐ 該 当 ☐ 非該当		☐ 取 得 ☐ 喪 失 ☐ 続柄変更	
				取得確認書類	1. 社保（国組）離脱証明 2. 生活保護廃止通知 3. 住民基本台帳 4. MN連携 5. 保険者・事業者 6. その他（ ）		異 動 の 種 類	☐ 資格取得・適用開始（全得） ☐ 資格取得・適用開始（一得） ☐ 資格喪失・適用終了（全喪） ☐ 資格喪失・適用終了（一喪） ☐ 世帯・住所変更届 ☐ 氏名・方書変更届 ☐ その他の届		異 動 理 由	0 1. 転 入 : 1 1. 転 出 : 世帯分離（3 1. 区間 4 1. 区内） 0 2. 市内転入 : 1 2. 市内転出 : 世帯合併（3 2. 区間 4 2. 区内） 0 3. 出 生 : 1 3. 死 亡 : 世帯間移動（3 3. 区間 4 3. 区内） 0 4. 社保離脱 : 1 4. 社保加入 : 住 所 移 動（3 4. 区間 4 4. 区内） 0 5. 国組離脱 : 1 5. 国組加入 : 0 6. 生保廃止 : 1 6. 生保開始 : 0 9. そ の 他 : 1 7. 後期該当 : ☐ 保 留 : 1 9. そ の 他 :	
				喪失確認書類	1. 被保険者証 2. 社保（国組）加入証明 3. 生活保護開始通知 4. 後期高齢者医療被保険者証 5. 住民基本台帳・MN連携 6. その他（ ）		異 動 日	年 月 日		保 険 証	回 ・ 亡 ・ 未 ・ 交 ・ 予	
				納付方法	☐ 口座振替 ☐ 納 付 書 ☐ 特 別 徴 収		本来異動日	年 月 日		資格確認書	回 ・ 亡 ・ 未 ・ 交 ・ 予	
							☐ 届 出 審 査 ☐ 資 格 入 力 ☐ 確 認 審 査 票		職 権 (オンライン) ☐ 郵 送	高齢受給者証	回 ・ 亡 ・ 未 ・ 交 ・ 予	
										記 号 番 号	京	
							新 記 号 番 号	京				

～異動届提出前に必ずご確認ください～

提出書類に不備がある場合は、書類一式を返送することがあります。

その分届出が遅れてしまいますので、届出にあたっては、記入漏れや不足書類はないか改めてご確認ください。

チェック欄

確認事項

- ☐ 国民健康保険被保険者資格異動届に記載漏れはありませんか。
- ☐ 日中連絡のできる連絡先の電話番号が記入されていますか。
- ☐ 京都市外へ転出される場合、転出先住所が記入されていますか。
- ☐ 脱退される方の異動届欄に○が記入されていますか。

チェック欄

提出書類

- ☐ 国民健康保険被保険者資格異動届
- ☐ 運転免許証など本人であることを証明できるものの写し
顔写真付きの公的機関が発行する本人確認書類 1 点 又は
顔写真なしの公的機関が発行する本人確認書類 1 点とそれ以外の本人確認書類 2 点
- ☐ マイナンバーが確認できるものの写し（以下のいずれか）
 - ・ マイナンバーカード（個人番号カード） ・ 個人番号が記載された住民票
 - ・ 住民票記載事項証明書 ・ 個人番号通知カード（記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る。）
- ☐ 京都市国民健康保険の資格確認書等

国保を脱退される方で資格確認書を交付されている場合は、交付されている方全員の資格確認書を返却してください。

ただし、世帯主が国保を脱退することにより、世帯主を変更する場合（※）は、全員の資格確認書又は資格情報のお知らせの書き換えが必要です。資格確認書及び資格情報のお知らせの原本をご提出ください。

※世帯の中に 70 歳～74 歳の方がおられる場合は、高齢受給者証が交付されている方全員の高齢受給者証の原本があわせて必要です。

職場の健康保険や国民健康保険組合に入ったとき

- ☐ 職場の資格確認書及び資格情報のお知らせの写し 又は 職場の健康保険に入った証明書（原本）

生活保護を受けなくなったとき

- ☐ 保護受給証明書など開始日がわかるもの